

学校博物館の実相と諸問題

— 国学院高等学校を媒体として —

The Problems of Museums at School

— by the medium of Kokugakuin High School —

千家和比古^{*}
Yoshihiko SENGE

One of the functions of a museum is to give us the informations as directly as possible especially by showing "the real things" which help us recognize them more easily.

There are many kinds of museum, including the small ones at schools. The museums at schools, which are in general the small rooms for exhibition, have two purposes, one is for the institution in a university and the other is for an educational one in the other schools. And I would like to refer to the latter.

Today there are few schools with the museums of their own because of our less appreciation for them. Although the education by means of books have been traditional, it is apparent that it shows its limitation and ill effects. It is widely noted that the real things in museums can motivate students and make them learn more efficiently. But, as stated above, it is regrettable that we should call them not so much museums as rooms merely for view.

So we should promote the way of management. In order to make them more useful, we should set specialists legally just as librarians in libraries.

要 旨

博物館は、事象認識の媒体に具象的な「もの」を主体として、より直接的に情報伝達する一機能を有する機関である。

この博物館には諸形態があるが、学校博物館もその一つである。学校博物館には研究機能を主な目的とする大学附属博物館と、教育普及機能を主な目的とする他の教育機関附属の博物館とがある。ここでは後者について対象とした。

教育普及機能を主たる目的とした学校博物館の設置数は少なく、その理解は十分でない。「文献」による教育は長い歴史を経験し、今日に至っている。しかしながら、周知のように今日の受験対応の教育状況は「文献」教育の限界とともにその弊害をも露呈している。その因として、全感覚をして理解を求める方法論上の欠如が考えら

れる。これを補完するのが博物館機能であるが、「もの」による教育、「もの」による理解の有効性は、理論的には承認を得ながらも実際的には市民権を得るまでには至っていない。

学校博物館の実態はむしろ「陳列室」に近いが、問題はその活用にある。活用の円滑化を果すためには、学校図書館における図書館司書のように、学校博物館においても学芸員相当の専門職員が要請され、学校博物館の基本的課題の所在がここにある。これら諸問題に対する効果的解決は未整備である法的措置にある。

現状の教育の一活路が「もの」にあることは明瞭であり、学校博物館普及の醸成が望まれるが、それは学校図書館法のような法的整備なくしてはありえない。

* せんげ よしひこ
国学院高等学校 勤務

原稿受理： 1983年1月20日

連絡先(自)

〒222 横浜市港北区大戸925の1 大倉山第2コ

—ボラスD棟314号 Tel 045-542-9257

目 次

- I はじめに
- II 学校博物館としての本資料室
 - a. 学校博物館の概念
 - b. 本資料室の概要
- III 学校博物館の現状と本資料室
 - a. 学校博物館の現状
 - b. 現状の検討
- IV 学校博物館の活用
 - a. 学校博物館の存在意義
 - b. 活用について
- V 「もの」による教育の要請
 - 結びにかえて-

I はじめに

校内施設として「もの」を展示・陳列するシステムを設置し、これを学校教育の教材として教育現場に実際に援用するという教育の一方法論は、今日の学校教育の世界において積極的に認知、具体化されているとは言い難い。むしろ、理論的には理解を得ながらも、現実には「文献」中心によるつめ込みの教育が主体的に実施されて、言わば「無視」の状態にある。この偏重の結果、教科教育のみならず広範な教育諸問題の顕在化を招き、ある種の限界、行き詰まりを生じせしめてきていることは周知のとおりである。しかしながら、この状況に対する基本的かつ効果的な改革は、現実的諸制約の中で埋没し、明瞭化されていないと言っても過言ではない。

ところで、純粹教育機能機関としての一学校施設の内において、収蔵資料展示のための、いわゆる博物館施設を別に設置してこれを広く公開、運営することには多くの諸条件の整備を必要としている。したがって、学校内における博物館的な資料展示については一程度の限界も否定できない。ここに、基本的に専門博物館あるいは研究機関ではない、学校教育機関の附属施設としての学校博物館のかかえている困難な現状がある。また学校博物館に対する積極的な対応は、文献を中心とした学校教育の基本的構想に抵触し、そこには従来の教育体系に対して現実的な見直しを求める諸問題も内在している。

振り返って、戦後の経済復興から高度成長へ、そして一応の到達点に達した安定期に入ると、置きざりにしてきた教育、社会教育の欠落に対する国民各層の反省と広範な要請が始まる。博物館は、それへの対応能力を有する一機関としての期待を担い、昭和26年の博物館法制定以来、戦前とは比較にならないほどにその設置数を増

してきた。近時の文化財保護委員会による「風土記の丘構想」、最近の文化庁による「歴史民俗資料館構想」もその具体的な徴証であろう。そして、これら博物館施設は国民の要請に対して、たしかに一程度の役割を果たしてきた。またこの間には、多くの先達・先学により博物館施設自体の在り方などをめぐっての厳しい追求が諸々の形で繰り返され、残された課題も多々あるとはいえ、一層の充実もはかられてきた。しかし、それは主として、いわば登録博物館として存立可能な諸条件を備えた博物館独立施設を対象としたものであり、より限定された条件の中で整備しなければならない「学校博物館」の存在は、むしろ等閑視されたむきがないでもない。博物館本来の「教育普及的意図」ということを評価すれば、基本的には「学校博物館」の充実をはかることこそ、博物館活動の中で果さねばならない一件である。また立場を換えて、教育現場においてもこれからの学校教育の果さねばならない大きな課題のように思料される。

私立国学院高等学校は、歴史・古典の講究をして日本文化、ひいては日本そのものを明らかにするという私学としての「国学院」の一伝統を継承して、開校以来三十余年、この方面の資料の収集に努め今日に至っている。現在、収蔵資料は有職故実・考古関係品を主たるものとして、一高等学校内における収蔵資料としては質量ともに現状の学校博物館の形姿からすれば、一程度の段階に到達していると言えよう。

以下ここでは、従来ややもすると継子の扱ひともなっている学校博物館の実態と諸問題を、国学院高等学校の場合を紹介しながら、学校教育における博物館活動の一助として自戒を込めて考述してみたい。

II 学校博物館としての本資料室

a. 学校博物館の概念

学校博物館なる用語は、¹⁾ ICOM、²⁾ 我国における博物館法、³⁾ その他の学校教育関連法規の中においてもとくにみることはない。しかし、諸先学の研究成果によってその用語のもつ概念は窺測可能であり、ここでは諸氏の博物館の分類の在り方から、学校博物館の定義的整理をして、その視点を明瞭化しておきたい。

棚橋源太郎氏は、戦後早く、我国において博物館法の制定された前年の1950年、すでに博物館の体系的分類を試みられ、「学校博物館」の一項を設定されている。その概要は、内容から見た種類の場合とその観点から見た種別の場合との二大別した視点から、前者を総合博物館と専門博物館とに二分類、さらに専門博物館を科学・歴

史等種別で細分されている。後者は①設立管理者, ②観覧利用者, ③対象地域, ④陳列場所と観点を分け, 学校博物館は②観覧利用者を基準とした分類に, 公衆博物館, 教育博物館, 児童博物館とともに併置されている。

鶴田総一郎氏は, ①目的による分類, ②一般的分類, ③利用者別分類, ④その他と四大別された視点を示され, 学校博物館は二者の立場より導かれている。すなわち, 一つは①目的による分類を収集・整理保管・研究・教育普及の四つの目的を偏するところなくとり入れているものという標準博物館と特殊博物館に二分され, 特殊博物館中においてさらに教育普及目的を制約する場合のものとして児童博物館, 犯罪博物館とともに位置づけられている。因に, 教育博物館は教育普及目的を強調する場合として別に分類されている。他は前掲, 棚橋氏と同様に③利用者別分類より, 成人博物館, 児童博物館とともに処理されている。ところで大学附属博物館は, ①の目的による分類においては研究目的を強調する場合の特殊なものとしてこれより除外されているが, ③の利用者別分類の場合は広義に包えられたようでこれを併記されている。

新井重三氏は, ①資料による分類, ②機能による分類, ③資料展示の場所による分類, ④資料収集の範囲による分類, ⑤利用対象者による分類, ⑥管理者による分類, ⑦博物館法の立場からの分類などというように多角的かつ詳細な分類視点の方向を提示されている。なかでも, ②の機能による分類項を㉔全機能型, ㉕保存機能重視型, ㉖教育機能重視型, ㉗研究機能重視型, ㉘レクリエーション重視型に細分されて, ㉙教育機能重視型の範疇に学校博物館, 子供博物館を纏め, その志向するところを明示されている。他方, 大学附属博物館は鶴田氏分類と同様に㉖の研究機能重視型に属せしめられている。

その他, 伊藤寿朗氏は①形態別分類, ②機能別分類, ③目的別分類と三大別されている。とくに①の形態別分類項において, ㉚種類別, ㉛経営主体別, ㉜その他と細分化され, ㉝の経営主体別項に「学校」を掲げられている。

以上であるが, このような先学諸氏の代表的な分類を基本として, 学校博物館なる用語の意味するところを, ここでは以下のように整理・理解したい。①管理経営主体が学校教育機関であること。狭義にその機関とは, 基本的に小学校～高等学校までの機関であり, これに付加するとすれば専修学校・特殊教育機関などが考えられる。②当該施設の日常の利用者が, 広義には被教育者であり, 狭義には児童・生徒であること。③その機能目的は教育

的普及機能にあり, 研究機能を主体としたものではないことである。すなわち, 研究を主たる目的とする大学附属博物館は対象としない。学校博物館の基本的概念を以上のように考え, さらにここでは, 校内にある施設であることを前提として明示しておきたい。

では, 本稿で資料として扱う国学院高等学校資料室の場合はどうか。結論的には, 本施設は①～③の基準内容に相応するものとして誤りなく, とくに狭義的概念の範疇として認定される。一方, 我国博物館法の立場からすれば, 当然にそこに示された「登録博物館」の基準に達するものではない。この点において「博物館」なる用語使用の適否も一般には問われよう。ただ周知のように, 我国では登録博物館のほか「博物館に相当する施設」をこれに準ずるものとして認めている。この審査要項には施設・資料・職員・事業・運営などの条件項目があり, それにしたがって資格審査を受けて認定される。この我国の博物館法による博物館の用語使用からすれば, すなわち法的解釈よりすれば, 本資料室はこの各条項に適合し, 「博物館に相当する施設」としての内実を有している。また, 1974年のICOM定款 第2章博物館の定義(再改訂)第3条には, 「博物館とは, 社会とその発展に奉仕するために, 人類とその環境についての物的証拠を, 研究, 教育および慰楽を目的として, 収集し, 保管し, 研究し, 伝達し, 展示する営利を目的としない恒久的機関をいう。」と記載されており, 博物館が公共の利益のために設置運営される常置機関であることを明確に規定している。以上の内容からして, 公益的な教育機関としての国学院高等学校内に設置された資料室は, 学校博物館の範疇に適合するものと認めて誤りあるまいと考えられる。ただし, 純粹に博物館の諸機能的解釈からすれば, 「博物館」なる用語使用が真に適正かどうかは別の問題である。筆者は, むしろ「博物館」なる用語は学校博物館の実態からすれば, 適正でないと考えている。このように「学校博物館」に対する立場を明らかにして, 以下考述したい。

b. 本資料室の概要

本資料室の設置目的は刊行されている図録¹⁵⁹によれば, 「日本古典の研究は皇典講究所以来の国学院の伝統であり, 古典の内容を正確に把握する伴侶として…」, 「視覚に訴える内容を文字の記述だけでは, 生まれながらの盲人に説明するのと同様に納めさせることが困難である。一目瞭然という言葉の通り, 例文通りの実物を示すことが一番有効である」, そして「歴史・古典の教育の参考に供する」というところにあるかと思われる。

さて、収蔵資料展示のための施設は二つの様相がある。一つは資料室的在り方、他はショーケース単独による在り方である。前者は文科館と称する普通教室の存在する建物とは別の鉄筋コンクリート、地下1階、地上4階建ての最上階、4階の約286㎡を展示用として利用したものである。なお、3階は図書館となっている。資料室は、この4階を第1～3資料室とフロアの4区分し、フロアにも若干の展示物を置くものの第1～3の資料室を基本的な展示室としている。それぞれの専有面積は第1資料室約100㎡、第2資料室約81㎡、第3資料室約65㎡、フロア約40㎡を測る。このように室面積は異なるが、室形はフロアを除きいずれも狭長である。資料室は本来的に資料展示室用としての機能を果たすために、とくにあらかじめ設計作製されたものではない。教室転用の可能な状態につくられたものであり、むしろ基本的には教室である。したがって、資料展示に伴う、また維持保存のための内装諸設備が整備されている訳ではない。展示ケースは、各室ウォールケースを窓側・入口を除く壁添いに据え、中央空間にセンターケース(第1・2資料室各2)、デスクケース(第3資料室6)を設置している。したがって観覧者の動線は、室形・展示ケースの配置の類似から各室はほぼ一定である。各室は三辺が壁にて他と画されて、残る一長辺は表面凹凸のある装飾ガラス窓で構成されている。これより一方向からの間接的自然採光は可能であるが、当然これだけでは不足である。ところが、主な展示品である有職故実関係品には染色類が多く、自然光を間接的にせよ採光しつづけていくと紫外線による変色を招く。そこで、紫外線による変褪色を防止する意味で窓には暗幕を張り、むしろ自然光の侵入を遮断している。したがって人工照明によるが、照明は天井の蛍光灯のみにより通常の教室並に行われている。一般的には観覧に際し支障はないが、展示資料を踏まえて照明度を考慮するまでには至っていない。

他は普通教室の存在する鉄筋コンクリート地下1階、地上5階建ての本館、1・3～5階の各階に設置されたショーケースを利用したものである。ショーケースは各階廊下中程の壁をくり込んでつくりつけられたもので、横5m、高さ1.7m、奥行0.45mの規模を呈し、内部にガラス製の自在陳列棚を設置している。照明は廊下天井部より3個の白熱灯スポットにて行う。現在、資料展示用として使用中なのは3・4階のものである。

次に、このような展示施設において、どのような資料を如何なる形で展示しているか紹介しておきたい。

収蔵資料は服飾・武装・装身具・調度・乗輿・楽器・

幢・障子絵・各種の土器・古墳出土品などの歴史・古典資料等であり、とくに有職故実関係の資料を主体としている。有職故実関係の資料は現存遺品のみならず現存品にも入手困難なものもあり、重要な品については実大 $\frac{1}{4}$ 、 $\frac{1}{5}$ の模造品・標本を伝統技術の粋をつくして作製、遂次資料の補完をはかっている。そこで、収集資料は各室に分散展示することになる。第1資料室は奈良時代より近世にわたる歴代男女の装束等の服飾・官殿の調度・寝殿内御調台・輦輿などの標本を中心とする。総じて男女の服飾通史をはじめとした王朝・公家文化の故実資料展示といえよう。これに対して、第2資料室は第1資料室が公家的様相であるに比して武家的様相を濃くし、大鎧皆具・威各種・矢各種など中世より近世にわたる武具・馬具・武装類を中心とした武家的文化の歴史・故実関係資料展示である。第3資料室は、かつて考古関係品とアイヌ民俗関係品であったが、アイヌ民俗関係は今ではなく、また考古関係品の本館ショーケースへの一部展示に伴い、現在は考古関係品を中心としながらも、江戸期の水導管や駕籠・絵巻物・『大和名所図会』などの和書及び「義経記」など多数の著名古典の写本等各種の展示・収蔵の状態では体系的な統一性はない。

このように各室の展示は、第1・2資料室の場合、有職故実関係資料を集中展示して系統的に整理され、展示にもゆとりがあり理解の得易い展示方といえる。しかしながら、第3資料室は室面積が最も狭いなか前記の如き様々な歴史関係資料が配置されており、有職故実関係品以外の寄せ集め感がないでもない。それだけに、このような場合は展示ケース外の空間にゆとりがないこともあり、第1・2資料室以上に展示方に対する配慮が必要であろう。

次に、ショーケースについては1階部分に各部活動の荣誉類と刊行物を陳列し、3・4階部分を教材展示として利用している。例えば、3階ショーケースは伊豆修善寺梅林に建立されている尾崎紅葉・高浜虚子などの文学碑の拓本を、4階ショーケースには第3資料室にあった原始・古代の各種の土器・石器・木製品類を展示している。これは4階の普通教室が2学年の教室に相当し、2学年は社会科科目日本史を勉学するという関係を配慮してのことである。その他、5階のショーケースには一時理科教材が展示されたこともあるが、現在は撤去され若干の昆虫標本が置いてある。以上のショーケースによる展示は、かぎられたスペースでまとまった資料の展示などは困難であるが、日常的に資料に触目できる点にその良否はともかく特色がある。

このように本校においては収蔵資料展観のために二つの展示システムが存在している。ショーケース展示の場合は当然ながら自由に生徒の目に触れる状態であるが、資料室展示の場合は専任的な管理職員乃至学芸員などに相当する職員が不在であることから、日常的に開校しているかぎり利用できない訳ではないが、普段は閉室状態となっている。以上が国学院高等学校内に設置された資料室、学校博物館の概要である。活用・活動の具体相については以下の項で触れることとする。

Ⅲ 学校博物館の現状と本資料室

a. 学校博物館の現状

大学附属の博物館を含まない狭義の学校博物館の全国の実数をここに提示することは不能である。ただ全国的に集成された事例があり、これを利用し一般傾向を探りたい。

1978年発行の『全国博物館総覧』^{#10}・1979年発

行の『歴史資料保存機関総覧』^{#11}によれば81例の設置例を知り得る。全国の学校、小学校～高等学校の本・分校合せた総数40,413校(1976年当時)^{#12}との対比からすれば、その設置例は0.002%とあまりにも少ない。ただ、別に資料室的施設を設けずに図書館内に展示したり、若干の展示を行っても資料室と名を冠しないところもあることは確かである。したがって、学校博物館的施設の実態を寸分違わず正確に把えた数字とは考えられないが、全体的な数字に大きな変動はなく、バランスもくずれないものと考えて良からう。この理解と見通しが許されれば、既述の学校博物館の数字的実態は、正しく学校博物館の等閑視された現況を裏づけるものであり、学校博物館の実態の貧しさ・困難さを如実に示唆している。そこで、全国の学校博物館の実態を知るために、その諸例を纏めておきたい。ただ一例一例詳しく記載するとかえって繁雑化するので、表記不十分な内容となるが一般傾向を知り得れば目的は達し得るので一覧表とする。

表1 学校博物館一覧

№	施設名	設立主体	所在地	資料内容	活用	備考
1	北海道家庭学校博物館	福祉法人	北海道紋別郡遠軽町字留岡	考古・民俗・生物関係等	収蔵・展示	木造平屋1棟・展示室90.95㎡
2	東川郷土館	公・小	〃 新冠郡新冠町字共栄	農業・生活関係等	〃	東川小学校内に設置
3	倉石村立中市小学校倉石村文化財保存室	公・小	青森県三戸郡倉石村中市字田茂平	民俗・考古関係等約5,000点	保存	
4	五戸町郷土資料館	公・小	〃 三戸郡五戸町字天満後21	農具・民具関係等約3,000点	展示	五戸小学校敷地内に設置
5	下田町立木ノ下小・中学校郷土民俗資料館	公・小中	〃 上北郡下田町字上久保22-2	民俗関係約500点	保管	
6	新郷村立野沢中学校郷土博物館	公・中	〃 三戸郡新郷村大字西越	考古・民俗関係約1,000点	展示	
7	東栄小学校民俗資料室	公・小	〃 黒石市大字上山形字築館14			
8	八戸市立民俗資料収蔵庫	公・小	〃 八戸市大久喜	民俗(農・漁具)等約1,000点	保存	大久喜小学校に設置
9	岩手県立広田水産高校付属博物館	公・高	岩手県陸前高田市広田町字大久保138	魚・貝類等水産関係約550点	展示	1952年、博物館相当施設
10	岩手県立宮古水産高校水産博物館(相当施設)	公・高	〃 宮古市磯鷲12地割163	魚・貝類等水産関係約1,400点	収蔵・展示	創立60周年記念事業
11	秋保町立資料館	公・中	宮城県名取市秋保町長袋字大原	山村民俗・考古関係600点	収蔵・展示	秋保中学校内に鉄筋コンクリート2階建324㎡、1階に民家一部復元

学校博物館の実相と諸問題（千家）

№	施設名	設立主体	所在地	資料内容	活用	備考
12	一迫町歴史民俗資料館	公・小	宮城県栗原郡一迫町真坂字山王 30	民俗関係約 500 点	収蔵・展示	一迫小学校内に旧宅移築復原, 2階建1棟 213㎡
13	鬼首小学校民俗資料館	公・小	〃 玉造町鳴子町鬼首字原	民俗関係約 700 点	収蔵	
14	唐桑町教育委員会	公・小	〃 本吉郡唐桑町字宿浦 400-2	民俗関係若干	〃	唐桑小学校内
15	金成町民俗資料コレクション	公・小	〃 栗原郡金成町字中町 7	〃	〃	金成小学校内
16	斎藤報恩農業記念館	公・高	〃 遠田郡小牛田町牛飼字伊勢	農具コレクション	展示	小牛田農林高校内に設置
17	志津川町民俗資料館	公・小	〃 本吉郡志津川町入谷字童子	民俗関係約 350 点	〃	入谷小学校内に古民家を移築
18	秋田県立角館南高校郷土資料室(館)	公・高	秋田県仙北郡角館町岩瀬字小館	民具・農具・やきもの等 600 点	収蔵・展示	
19	江南村立江南南小学校資料室	公・小	埼玉県大里郡江南村大字小江川 1881	民俗・歴史関係	展示	
20	埼玉県立松山高校記念館	公・高	〃 東松山市松山町	学校関係・民俗・考古関係	収蔵・展示	旧松山中学校校舎を記念館とする
21	東秩父村立民俗資料館	公・小	〃 秩父郡東秩父村御堂	手漉和紙製作用具等約 585 点	〃	東小学校の校舎の一部を利用
22	勝浦市民俗資料室	公・小	千葉県勝浦市墨名 735	民俗(漁・農・年中行事関係)約 300 点	展示	勝浦小学校内一教室を利用
23	佐久間郷土資料館	公・小	〃 安房郡鋸南町上佐久間 13	民俗関係	〃	佐久間小学校内
24	清和民俗資料収蔵庫	公・小	〃 君津市西栗倉	民俗関係等 627 点	収蔵	秋元小学校内
25	東京都立芸術高校美術館	公・高	東京都目黒区大橋 2-18-58	西洋画複製等 41 点	展示	校舎内 1 階 1,052㎡, 2 階 754㎡を利用
26	私立国学院高校資料室	私・高	〃 渋谷区神宮前 2-2-3	有職故実・考古関係等	収蔵・展示	
27	田奈小学校郷土学習資料館	公・小	神奈川県横浜市緑区田奈町 51-13	学校・民俗関係	収蔵	
28	青海町教育委員会	公・中	新潟県西頸城郡青海町青海	考古関係多量	収蔵	青海中学校
29	新潟県立能生水産高校海洋博物館	公・高	〃 西頸城郡能生町能生	漁業・水産増殖関係	展示	
30	西山町立石地小学校郷土資料室	公・小	〃 刈羽郡西山町大字石地	民俗・考古・歴史・教育関係	〃	
31	高岡市立博労小学校	公・小	富山県高岡市博労本町 5-1	全卒業生の作文・習字・図画 3 万点	所蔵・展示	明治 35 年以降のもの
32	高岡市立伏木小学校子ども博物館	公・小	〃 高岡市伏木東一宮 17-1	考古・民俗関係	〃	

№	施設名	設立主体	所在地	資料内容	活用	備考
33	猿資料館	公・小中	福井県福井市石新保町12-32	考古・民俗関係等	所蔵・展示	猿小・中学校内
34	南越中学校郷土資料センター	公・中	〃 今立郡今立町野岡	考古・民俗関係等	〃	
35	三国南小学校資料室	公・小	〃 坂井郡三国町上西	考古・民俗関係等		
36	美浜町新庄民具館	公・小	〃 三方郡美浜町新庄	民俗関係	保管・展示	新庄小学校内
37	三珠考古館	公・小	山梨県西八代郡三珠町大塚4264	考古関係	展示	大塚小学校内
38	伊那小学校郷土室	公・小	長野県伊那市伊那3221	民俗関係約300点	収蔵・展示	
39	協和小学校資料室	公・小	〃 北佐久郡望月町協和	民俗・考古・歴史約500点	〃	
40	西塩田小学校郷土資料館	公・小	〃 上田市大字手塚1065	民俗・考古関係	〃	
41	泰阜村立学校美術館	公・小	〃 下伊那郡泰阜村3817	美術・工芸117点	展示	泰阜北小学校内
42	掘金民俗資料館	公・小	〃 南安曇郡堀金村烏川2464	民俗関係約3000点	収蔵・展示	掘金小学校内
43	今井小学校郷土資料室	公・小	〃 松本市今井1616			
44	下高井農林高校郷土館	公・高	〃 下高井郡木島平村中村			
45	広丘小学校資料室	公・小	〃 塩尻市広丘原新田116			
46	新山小学校郷土室	公・小	〃 伊那市富県535-2	民俗関係約12,000点	収蔵・展示	
47	座光寺小学校郷土室	公・小	〃 飯田市座光寺2535	考古・民俗関係4,500点	〃	開校50周年を記念して展示場を作製
48	朝日小学校民俗資料室	公・小	岐阜県大野郡朝日村万石800	考古・歴史・民俗約500点	収集・保管	
49	江東小学校民俗資料館	公・小	〃 大垣市内原3-135	民俗関係1,138点	保管	江東小学校内
50	小熊小学校民俗資料室	公・小	〃 羽島市小熊町2-361-5	民俗・歴史関係	収蔵	
51	方県小学校郷土資料館	公・小	〃 岐阜市安食381-1	歴史・民俗関係		資料館は特設
52	上宝村民俗資料館	公・小	〃 吉城郡上宝村栲尾350	民俗関係約500点	展示	栲尾小学校内
53	川上村郷土館	公・小	〃 恵那郡川上村410	民俗関係等約500点	展示	川上小・中学校内

学校博物館の実相と諸問題（千家）

№	施設名	設立主体	所在地	資料内容	活用	備考
54	久々野町郷土資料館	公・小	岐阜県大野郡久々野町大西	考古・民俗関係等約500点	保管	久々野小学校より昭和54年度久々野集古館へ 白河中学校内
55	白河町民俗資料館	公・中	〃 加茂郡白川町河岐1830	民俗関係約500点	收藏・展示	
56	本郷小学校民俗館	公・小	〃 岐阜市本郷町3-1	民俗関係約500点	展示	
57	宮小学校郷土室	公・小	〃 大野郡宮村3072	歴史・民俗関係約400点	收藏・展示	
58	加藤学園考古学研究所	私・高	静岡県沼津市大岡自由ヶ丘1979	考古等数万点	收藏・展示	
59	愛知県立起工業高校繊維資料館	公・高	愛知県尾西市小信中島3513	繊維産業関係	展示	愛知県尾張繊維試験場の本館を移築
60	美和町郷土館	公・中	〃 海部郡美和町木田	民俗関係等約900点	收藏・展示	美和中学校内
61	東員町郷土資料館	公・小	三重県員弁郡東員町深660	民俗関係約150点	收藏	三和小学校
62	三重県立名張高校郷土資料室	公・高	〃 名張市東町2067	農具・考古関係等約380点	收藏	前身は名賀農学校であり、農業科の伝統を残す 旧校舎2教室利用
63	宇治田原小学校郷土資料室	公・小	京都府綴喜郡宇治田原町岩山	民俗関係約200点	收藏	
64	桑飼小学校郷土資料室	公・小	〃 与謝郡加悦町字加悦	民俗関係	收藏・展示	加悦町中央公民館郷土資料室より民俗資料を別置
65	川上小学校資料室	公・小	〃 熊野郡久美浜町字畑945	民俗関係	展示・保管	
66	奈良県立十津川高校社会科資料館（郷土館）	公・高	奈良県吉野郡十津川村込之上58	民俗関係約430点	收藏	開校100周年記念として開館
67	奈良県立吉野高校林業博物館	公・高	〃 吉野郡吉野町飯貝	林業関係約1,200点	收藏・展示	
68	奈良市立帯解小学校資料室	公・小	〃 奈良市柴野町9	民俗関係等約1,600点		
69	宮滝遺跡出土品收藏庫	公・小	〃 吉野郡吉野町宮滝	考古関係	收藏	中荘小学校内
70	印南小学校郷土館	公・小	和歌山県印南町印南1915	民俗関係等約1,000点	展示	
71	温泉小学校民俗資料館	公・小	島根県大原郡木次町平田507-2	民俗関係等約333点	收藏	
72	岡山県立興陽高校農機具展示室	公・高	岡山県岡山市藤田1500	農業関係約1,000点	展示	
73	政田民俗資料館	公・小	〃 岡山市政津	農業民俗関係	收藏	
74	教育参考館	国	広島県安芸郡江田島町	海軍関係	展示	海上自衛隊第1術科学校内。石造2階建1棟5,260㎡

№	施設名	設立主体	所在地	資料内容	活用	備考
75	長門高校民俗資料室	公・高	山口県長門市東深川	歴史・民俗・考古関係等約3,574点	展示	
76	大川第一中学校郷土資料室	公・中	香川県大川郡大川町富田中2911	歴史・考古関係	収蔵	
77	福岡県立糸島高校郷土室	公・高	福岡県糸島郡前原町篠原380	考古関係多数	〃	
78	福岡県立福岡高校考古資料室	公・高	〃 福岡市博多区鴻州町1	考古関係	〃	
79	伊王島町郷土資料室	公・中	長崎県西彼杵郡伊王島町甲3273	石炭鉱業・民俗関係	展示	伊王島中学校内
80	えびの市立加久藤小学校民俗資料室	公・小	宮崎県えびの市栗下沼田	民俗関係約100点	保存・展示	
81	宮崎市立徳中学校郷土資料室	公・中	〃 宮崎市吉村町江田原甲	考古関係約100点	保存	
参考	明方村立博物館	公・小	岐阜県郡上郡明方村久良154	考古・民俗関係約18,000点	展示	旧明方小学校校舎を改造
〃	網野町立郷土資料館	公・小	京都府竹野郡網野町字木津	考古・民俗・歴史関係約1,500点	保管・展示	本津小学校郷土資料室を学校施設に伴い校舎転用資料館に
〃	高梁市郷土資料館	公・小	岡山県高橋市向町21	民俗・歴史関係約1,000点	収蔵	旧高梁北小学校を改造
〃	岩国学校資料館	公	山口県岩国市岩国3-1-8	民俗・教育関係等約6,000点	収蔵・展示	明治3年建築の岩国学校校舎を修築して資料館に
〃	福岡県立朝倉高校図書館	公・高	福岡県甘木市甘木876	考古関係	収蔵	図書館内に陳列
〃	蓬田村民俗資料室	公	青森県東津軽郡蓬田村郷沢	漁具・生活関係	展示	旧蓬田中学校2教室を利用

※① 基本資料は『全国博物館総覧』(1977.8.1), 『歴史資料保存機関総覧』(1979)である。

② 展示品が書籍・文書の場合は割合した。また、各学校の歴史を示す教科書類を収蔵・展示する場合もあったがこれも割合した。

③ 設立主体の項目の略号は以下のようである。国→国立特殊教育機関, 公→都・道・府県・市・町・村立, 私→私立学校法人, 小→小学校, 中→中学校, 高→高等学校。

④ 活用の項目は、報告者の用語表現をそのまま記載したものであり、あえて統一していない。また、収蔵の場合でも必ずしも展示してないとは限らない。

⑤ 参考は旧校舎を利用したものであるが、現校地内にあるか確認できないもの、また、図書館に陳列した例を1例示した。

学校博物館の実相と諸問題（千家）

表2 都道府県別設置状況と設立主体

都道府県別	小学校		中学校		高等学校		その他の学校		学校教育係		計	備 考
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立		
北海道	1						1				2	その他の学校1は福祉法人立 の家庭学校
青 森	5		1								6	小学校5のうちには、小中 学校1を含む。
岩 手					2						2	いずれも水産高校
宮 城	5		1		1						7	高等学校1は農林高校
秋 田					1						1	
埼 玉	2				1						3	
千 葉	3										3	
東 京					1	1					2	公立高校1は芸術高校
神奈川	1										1	
新 潟	1		1		1						3	高等学校1は水産高校
富 山	2										2	
福 井	3		1								4	小学校3のうちには小中 学校1を含む
山 梨	1										1	
長 野	9				1						10	高等学校1は農林高校
岐 阜	9		1								10	
静 岡						1					1	
愛 知			1		1						2	高等学校1は工業高校
三 重	1				1						2	高等学校1は普通科を主体と するも前身は農学校
京 都	3										3	
奈 良	2				2						4	
和歌山	1										1	
島 根	1										1	
岡 山	1				1						2	
広 島									1		1	海上自衛隊関係
山 口					1						1	
福 岡					2						2	
長 崎	1										1	
宮 崎	1		1								2	
香 川			1								1	
計	53		8 (+2)		16	2	1		1		81	()は小中学校を中学校欄に 属させてないので参考まで

表1を数的に処理したものが表2である。これから学校博物館の一般傾向を指摘しておきたい。

① 都道府県の行政区別の設置分布は、中部地方(岐阜・長野両県で20例)及び東北地方(青森・宮城・岩手・秋田各県で16例)に比較的多いことが注目される。これらの地方に多く設置される理由としては、つぎのようなことが考えられる。¹³ すなわち、これらの地域は一般的地理環境を言えば山間地帯の占める割合が大きく、それだけに小規模村落・農村地域を内包する傾向もつよい。それ故にこそ、民俗資料等の残存度もまた高いと思料される。さらに関連して人文的環境を言えば、とくに長野県などは「教育県」としての異称を有する状況があるが、このような風土的状況も一つの作用として考えられよう。総体的にみて資料室的設置のあるところは、「人口集中地区」、大都市付辺というより各地周辺地域が多いように思われる。

② 設置主体者は小学校、中学校、高等学校という学年代階に分類してみると、小学校における設置数が圧倒的にのぼることが明らかである。この傾向は今後も変更の余地はないと予測される。以下高等学校、中学校の順となる。

③ 高等学校の場合は、普通科のみ乃至それを主体とする学校より、農林・水産・工業という特別の職能・技術等の具体的な修得を教育目標とした学校、あるいは伝統的に前記の特定された専科を有する場合が多い。したがって、幅広い一般普通教養を教育目標とした学校に限定すれば、小→中→高と学年が高くなるほど学校博物館の設置例は減少するという結果となる。

④ 設立主体を公・私立と区分すると、いわゆる県市町村立の地方の行政下における公立の学校は81例中77例の75%を占める。とくに、小学校・中学校例はすべて公立である。

⑤ 展示内容は、一般的には農具、その他衣・食・住の生活民具等の民俗資料が圧倒している。次いで、昨今の開発ブームの影響を受けてか考古資料の多さが目につく。

以上、表1・2から一般傾向として抽出される。

b 現状の検討

かつて加藤有次氏は、『全国博物館総覧』によった学校博物館26例についての整理を試みられている。¹⁴ この例中にはここで学校博物館の範疇に含めなかった例も含まれているが、学校博物館の状況を詳細に検討されており、今日においてもなお正鵠を得たものと評価される。故に、この成果を基とさせて頂きながら、先に示した各地の学校博物館の動向と本施設との比較検討をとおして、

本資料室の周辺諸状況を鮮明化させたい。

1) 設置主体からの検討

設置主体の公・私を別を覗てみると、そのほとんどが県市町村立のいわゆる公立校で、本校のような私立の学校例は2例しかなく例外的ですらあった。この差は何に起因するのであろうか。基本的に考えられるのは、学校総数の相違である。学校博物館設置の基本資料とした両文献の調査時に近い1976年の統計によれば、¹⁵ 全国の各学校総数は小学校24,716校(国立71校・公立24,485校・私立160校)、中学校10,719校(国立76校・公立10,992校・私立551校)、高等学校4,978校(国立17校・公立3,734校・私立1,227校)である。そして、各学校総数に対する私立の比率は、小学校約0.65%、中学校約5.1%、高等学校約24.6%、全体で約4.8%にすぎない。すなわち、公・私各総数に対する設置比からすれば、1,000校に対し公2・私1の割合の差でしかない。公立校における設置比数が若干上回る事情の一つには、公的機関の利用ということから、学校(とくに小学校)あるいは公民館の施設を使用して郷土の文化財を保存・展示するケースがある。もっとも、逆に町や村の新資料館建設に伴い、学校に保管・展示してあった資料が搬出されるケースもまた確かである。しかし、一覧表作成の資料とした二つの文献からすれば、後者の例より前者の例が多いようである。

私立における少なさは、そのよって立つ地理的立地環境も無視できない。私立の立地環境は、比較的人口の稠密地帯、都市化された「人口集中地区」空間であることが考慮される。一般的に都市化が進行すれば、在地的な郷土色が失われるという現象を生じる。したがって原則的には、1962年の「旧全総」¹⁶・1969年の「新全総」¹⁷・1977年の「三全総」¹⁸と開発の展開から都市化は確実に進行拡大を継続しており、各地における在地色はしだいに色褪せはじめている。それだけに、都市部においては最も身近な民具等の民俗資料の収集さえ、困難な状況にあるということも遠因として良からう。さらに、私立の場合とはりわけ財政、経営に関わるウェイトが大きいうことである。学校博物館の運営、すなわち収集・保管・展示・維持という具体的諸機能推進のためには、恒常的予算の確立が当然要求されるのである。ここにこそ「私立」における正しく現実的かつ重大な問題が露呈され、学校博物館設置、運営の困難さに直面するのである。活用の問題となると、さらにその割合がよくなる。ところで、私立の場合は学校法人であるが故に私学として独自の教育理念・方針というものを創立に際して明示し、一種個性的な空間を形成している。このような私学の特

殊性という性格内容をクローズアップさせれば、必ずしも博物館的展示施設の設置し難い環境のみとは言えない。この意味では、本校資料室はうまく私学の特性を生かし、その個性的な存在性を明らかにした、主張力のある展示内容の整備された学校博物館と言うことが許るさであろう。

学校博物館に関して私立の後進的現象は否めないが、活路は私学それぞれの個性を如何にして生かしていくのかという点に一つある。

次に設置主体を学年段階別に観ると、小学校が多い傾向があった。小学校における設置例が多いということは、やはり基本的には24,716校という絶対総数ということであろう。ただそれだけではない。社会科教材の内容を検討すれば、在地郷土との密着度はより低学年が高いという一般傾向を指摘できる。とくに第4・5学年といった段階である。それから高学年に至るほど視野が拡大されはじめ、郷土に対する比重は低下の一途となる。すなわち、小学校社会科教育の問題の一つとして、自らの町・村へのアプローチがあり、自分たちの祖先がこの町・村でどのような営みを展開してきたかということが、その理解のための方法論として選択されるからである。そこにより強い在地との直接的な結合があり、その密着度は見逃せない。それはまた、より都市化されていない地域における小学校に典型があると思われる。というのは、行政区別分布から導かれた中部・東北地方に多いという現象の評価があるからである。

逆に高等学校における設置例が少ないということは、前述に関連させれば総数の約 $\frac{1}{4}$ が私立であること、社会的視野が地球的規模に拡大されることなどが言えよう。さらには、高等学校の場合の多くは受験対応中心の文献教育に比重を置いているということも重大な要因である。その意味で、農業高校・水産高校・工業高校などの設置例が普通科を主体とする高校より多いのは、それがより限定された特殊な個性的技術教育を内容とするからであり、焦点がしぼり易く、個性的内容の抽出が容易な環境にあることも対称的に観取される。

このように学校博物館における設立主体の検討からは、本校のように「私立」の「普通課程」のみの受験校である「高等学校」に学校博物館が存在することは非常な僅少例であることが知られてくるのである。ただし、実は依拠した両調査の一覧文献に本校資料室は掲載されておらず、本校のような例も他にある可能性の余地も留保しておく必要があろう。

ロ) 設置契機からの検討

先述の加藤氏は、学校博物館設立の契機について、そ

の目的から7類型を提示されている。¹⁹本来的には加藤氏の指摘のとおり、設立に際しては「独立に設立して、学校内の児童・生徒を中心に対象とした教科教材活用のため」というべきであろう。ただこれが理想的ではあるけれども、校内に博物館施設を「独立」的に設定することは並大抵のことではない。それに至るまでには数多い諸条件を克服しなければならない。現在でもよほどの理解者の存在、しかも英断を必要としている状況は不変であろう。本校の場合は、言わば理想的な状況でしだいに整備された類型に相当するが、やはり経営者の意志と資料収集者の熱意に拠るところが大といえる。戦後の各地方における県単位の博物館の設立に関してさえも、本来、行政主導によって地域住民の社会教育のために施設をつくるのが望まれるのにもかかわらず、篤志家の主体的運動によってはじめてそれが果されるという実例もあるほどである。²⁰まして、一般化されない立ち遅れた学校博物館の設立に関しては、現在においてなお、熱心な理解者のいわば独走的なはたらきかけを要しないと設置までこぎつけない後進的状況がある。このような状況を打開していく特効薬は、残念ながら唯一つ、義務的性格を持たせた法的整備が最も現実的な方策である。あたかも、学校図書館法によってすべての学校に図書館の設置が義務づけられているようにである。すなわち、学校博物館も学校図書館法第一条のように「学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする²¹」という同様の立場で学校博物館法を制定、これを義務づけるという状況でもなければ、学校博物館の普遍化は全く困難であると言わざるをえない。結局その不備が、地方において現実にはせきかく校内に資料展示室があるにもかかわらず、最近の文化庁の推進指導による各地域それぞれの歴史民俗資料館構想の具体的な実現化の影響からか、校内展示資料がそこに吸収され、ために学校博物館を消滅させてしまうというケースを生じさせている。発展的形態から校外に独立資料館が設置されたとしても、校内施設のそれによる解体・消滅には割り切れないものが残る。設置目的には加藤氏の示された様々な状況があるが、いずれにしても法的整備がなければとくに公立の場合このような例すら今後にも起り得るのである。

ハ) 展示内容からの検討

展示の内容は、一般的に歴史・民俗関係の資料のケースが多く、具体的には生活用具、考古関係品であった。このような傾向は、学校博物館の設置例が小学校に多い

ことと無関係ではない。前述のように、小学校においては自己の存在する生活の諸環境を理解するために、郷土を育成してきた祖先の営みを探る機会が与えられ、祖先が創造し伝えてきた物証が具体的に求められるのである。その際には最も直接的に祖先の生活に触れ得る民俗資料がその媒体資料となりやすい。また、旧来の民具などは日常的文化の急激な都市化に伴い各個において不用品化してきたことも、収集における窓口を広げることとして注意しなければならない。さらに都市化に伴う郷土の荒廃の反動としての心情的な失われた郷土への回帰現象も民俗資料保存への底流として考慮しておく必要があろう。本校などは都心中の都心に存在しているせいか、民俗資料は基本的に皆無と言って良い。コンクリートジャングルの中に「郷土」は見当らないと言えば過言であるが、それに近似する。ともかくこのような事情から、展示内容には、結果として民俗資料を求めた場合の一般的で多いことが理解されるのである。他方、それでは理科系ものは皆無かというそうではない。逆に理科系教材としての模型・標本類は、小学校に限らずどの学校でもと言えるほどに理科室が設置され、その備品としてすでに整備されている状況がある。結局、人文系教材についての「もの」に対する認識の不足が今日の事態を招来し、新たに資料室展示となると人文系資料ということになるのであろう。

そこで、学校博物館として広く浅く資料を求めるか、何らかの特殊性を引き出して中核資料を収集するか、どちらの道を選択すべきであろうか。しかし、この問題はあまり現実的ではない。というのは、現在の学校博物館の設置状況から、極言すれば、まず量的に設置数を増し、「もの」による教育への実際的理解を拡大することが先決の課題としてあり、質的な問題の細部に至る要請可能な周辺環境の醸成に至っていないからである。ただ当然ながら、設立に際しては将来への展望を明確にしておくなければ、竜頭蛇尾どころか廃屋化してしまう蓋然性が高い。学校博物館そのものを学校図書館的に存在させるならば、教育教材として学校図書館と同様の在り方、すなわち幅広い分野の関係教材としての標本なり、現物資料を収集するべきである。その普遍性に立脚して、個性が生じさせられれば理想的であろう。どちらにしても、如何に展示資料を活用していくかが実は問題なのであり、資料の偏位性があったとしても、あえてそれが学校博物館として否定されるものではない。公立・私立の質的差もそこには介在する。私立の場合は独自の教育理念があり、とくにそれに基づいての学校博物館の設置目的もあ

る。本校のように古典を講究することが一つの学校法人の一課題とするならば、それに基づく展示としてそれなりに評価しなければならない。また、これを通じて教育の方針をアピールできるわけで、むしろ特殊個性を表現した展示の場合が好ましいことすらある。すなわち、私立学校における学校博物館の資料的内容は教材として利用できる資料であることは大前提であるが、同時に外へもアピールできる個性的資料であることが内部的問題としては現実的に望ましい。このことは、実は私立にかぎらず公立においても表1に示した農林高校とか水産高校のようなスペシャリストの人材育成を目指す場合においても同様であり、農業資料とか漁具資料などがそれぞれの教育に有効な教材として確かな機能を果たすであろうことは否定できない。その意味で岩手県の広田水産高校附属博物館、宮古水産高校水産博物館、岡山県の興陽高校農機具展示室、愛知県の起工業高校繊維資料館等は評価すべき例である。したがって、どのように資料の幅を求めるかは学校それぞれの設置目的、個性に対応させれば良いのであって、それぞれの活用の具体的方針に基づいて行われれば問題はないのである。これに関して、とくに普通課程の学校博物館における教育機能重視という原則からややもすると外れるものという見方も出てこようが、繰り返せば要は活用の問題であり、ことさらにそれでのみ博物館を営利目的のために利しているなどという指摘は当を得ないものとする。むしろ、公益的教育の法人機関として自らの教育方針を押しつけてではなく、公開することは当然のことと言わねばならない。重ねて、教育効果を期待できる主体的活用が問題なのである。

なお、この他に施設面に関して検討しなければならないが、資料が不足しておりここに検討することはできない。ただ、一般的には空教室をそのまま転用するケースが多く、とくに展示のための資料館(室)を独自に建設している場合は少ない。研究機関の性格を有する大学附属の博物館はともかく、小学校~高等学校レベルでは、現在そこまで望むのは無理な状況かも知れない。しかし、資料次第ではその保存維持のための策を講じなければならず、それぞれに対応する個別の措置はいずれにしても整備しなければならない。本校においても、無紫外線蛍光灯の使用とか、染色の有職故実を考えれば白熱灯をかまらせて自然光に近づけるとかなどの照明、パネルを利用した展示など内部施設面において改良すべき点は多々あるように感じられ、資料のより充実と同様に、内部施設の充実もこれからの課題の一つであろう。

以上のように、全国の学校博物館中における本校資料

室の位置は、現況からすれば比較的恵まれた状態にあるといえよう。ただし、一般に博物館は学校博物館にかぎらず、むしろ実際の活用の在り方が問題であり、設置目的が理想的であり、資料室も整い、展示も形を為していたとしても、それでもって活用の仕方まで理想的とは言えないのである。したがって、設置契機(目的)の如何が学校博物館の決定因子とはなり得ないのは当然である。あくまで結論は、その活用の在り方の如何にかかわるのである。そこで、以下はこの活用について検討を重ねたい。

IV 学校博物館の活用

a. 学校博物館の存在意義

学校博物館の活用について考える前にこの存在意義について再確認しておきたい。学校博物館設置の意義は奈辺に存在するのかすでに明瞭であろう。従前の寺小屋式の「よみ」「かき」「そろばん」的な言わば文字を媒体としての情報取得は無限の想像的形象世界を展開させることになり、文学的世界には有効であっても、科学的分野に至ると事実認識の求められる点において限界をみない訳にはいかない。言い古されたことわざであるが、「百聞は一見にしかず」という一句は貴重である。例えば、本校における教育の目的の一つに古典への理解を深めるということがあるが、古典の教材に記述された内容の機能性を説くのみでは容易に理解されない。当時の形態と機能を合致させ、初めてより正しい理解が生じ、その事実認識から科学論理的な思考の展開が始まることになる。しかし、現実の教材は文献の教材が基本的というよりは、ほとんどといっても過言ではない。ただ、現在の傾向として、その偏在性の反省から教科書類に図版の多用が顕著になって来始めてきたことは確かである。ここに一程度の進展を指摘することもできる。それでもなお、科学的な教育を実践するためには不足である。例えば、仁徳陵古墳は全長約480m、世界最大級の前方後円形の墓と説明し、一葉の写真を添布しただけでは圧倒されるそのスケールの大きさ、その墓つくりのために使役された人々の労働量の苛酷さなどは目前にしなければ、原則は知り得てもそれ以上の理解は困難であり、そこには新しい事実発見の認識に対する感動は生じまい。すなわち、平面的に縮小された一枚の写真と実物との距離は限りなく遠い。より科学的な認識は、平面的コピーによるものではなく、立体的な実物によって果されるものであり、一感覚のみならず「全感覚」を駆使して生まれるものと思考される。理科の実験が正にその例であろう。

物理的な現象を文字・計算で語りつくして十分に理解できるか、化学反応式のみで物質の組成、生成、その実態が解釈できるか、原理を知覚したのみでは現象を正しく把握したことにはならない。ここに学校博物館の存在意義があろう。すなわち、「全感覚」をして教材を理解できる環境の形成が教育機関内部に求められるのである。「文献」偏重の教育的状況から「実物」教育の実を向上させるべく環境の育成が必要である。

b. 活用について

学校博物館の設置目的、その契機は一樣のものではなく種々のものがあつた。しかし、たとえいずれの事情がそこに介在しようとも校内に博物館的施設が存在する事実は変らない。問題は、その施設なり展示資料をいかに維持発展させ、生徒・児童に対して教育課程の中で提供していくかにかかわってくる。収集展示された資料もその活用の仕方によっては死蔵に等しいものにもなってしまうだろう。活用の在り方によって、むしろ学校博物館は生きも、死にもするのである。加藤氏は、「現実存在する地域社会の博物館ですら、学校教育に対応する困難さがあることで、ことさら学校内に自ら博物館施設を開設して活用することは、教育的効果を知りながらむずかしい諸問題を残すからこそ、学校博物館の進展をみるに至らないのではなからうか」と述べられている¹¹²²。至言である。

法的に設置義務のある学校図書館は、図書館司書の存在によって円滑なその活用がはかられている。同様に、学校博物館も資料の充実がはからればそれほど専門的知識が要求されてくるのであり、その管理・運営に関しては図書館司書のように学芸員相当の専従職員が必須の存在として要請される。現在、大学附属博物館はともかく、狭義の学校博物館に学芸員を置いているところはないようである。博物館相当施設の審査要項はその一つとして、①学芸員有資格者、②学芸員に相当する者という専門的職員を有することを規程している。本校の場合も、内部的にこれを満たす人間環境はあるが、専従する学芸員は居ない。部屋の非専従管理者はいても活用的に資料室専門を業とする存在はない。資料室に常駐の管理者がいない故、資料室そのものは施錠された封印状態が日常的な姿態であり、生徒自身が自由に展観できるものではない。封印が解かれ、生徒自身が自由に展観できるのは、実際に文化祭当日の二日間のみと言って良い。したがって日常的に言えば、資料展示室というより資料収蔵室というのが実態に近い表現であろう。

このことに関して問題がない訳でもない。すでに以下

の指摘がある。¹²³これは棚橋氏によって紹介された「ワシントン教育局＝スクールライフ」の報告であり、前掲加藤氏も引用されている。すなわち、「保管してある蒐集品を出して来て、児童に見せることは彼等の興味を膨起して有効であるが、学校博物館としていつも同じ物を教室内又は学校内に陳列し、生徒が勝手に出入り出来るようにして置くことは、徒に児童の興味を殺ぎ、彼等が研究心を鈍らすに過ぎないからである」。と指摘し、小学校内に設置された学校博物館の存在を「余り望ましくない」と考えている。

日常的に展観できるシステムは、本校にも実は存在した。普通教室のある建物各階のショーケースの陳列である。4階ショーケースの場合、縄文・弥生・古墳(土師器・須恵器)各時代の土器を中心として展示している。歴史教科書に記述された各土器を具さに観察できるようにしてある。例えば、生徒が誤解しやすいものに土師器と須恵器がある。「縄文土器以来の伝統的素焼きの土器」、「大陸伝来の堅い灰褐色の土器」という文字による抽象的な概念も、一目することにより確かな認識を生じせしめる。しかし、それは必ずしも普遍性を有すとは限らず、さらに日常的展示の場が駄目押し再確認の機会を各個に与え一層の事実認識の明瞭化を果し得るのである。なるほど、日常的展示の惰性から「興味を殺ぎ、研究心を鈍らす」という「もの」に対する無感動の慢性化した心理的悪弊を生じる傾向も確かにあろう。ただ、それは活用の方法論を除いて語れるものではなく、日常的展示が必然的にこのような逆効果の結果を招くというものはなかろう。先に述べたように、日常的に見せることによって少なくとも初期段階においては複数度の刺激を与え得るのであり、認識のより確実性を生じていることも事実である。逆に、日常的に展観できないことの弊害は確実に存在する。

ここに在校生2190名の約11%に相当する2年生237名¹²⁴(男子97名・女子140名、ただし、2学年全体の生徒数は男子330名・女子442名・計772名である)を対象としたアンケートの調査結果がある。詳細な調査ではないが、およその傾向は窺測可能であり、これを示そう。調査内容・結果は以下のようである。

質問1 文科館資料室の展示を見学したことがあるか。

『はい』…75名(男子18名・女子57名)

『いいえ』…162名(男子79名・女子83名)

次に質問1において、『はい』と解答した生徒を対象として以下の質問を設定した。

質問2 いままで4日間(2年生の場合)の自由公開

機会のうち、何度見学したか。

『1回』 50名・『2回』 21名・

『3回』 3名・『4回』 1名

質問3 見学したのはいつか。

『第1年次』 45名・『第2年次』 13名・

『両年次』 17名

質問4 見学は父兄乃至他校友人を案内同伴したのか。

『はい』 29名・『いいえ』 43名・

『両方』 3名

質問5 入学に際して購入した『古典参考図録』を紐解いたことがあるか。

『はい』 63名・『いいえ』 12名

次に質問1において、『いいえ』と解答した生徒を対象として以下の質問を設定した。

質問6 資料室の存在は知っていたか。

『はい』 124名・『いいえ』 38名

質問7 入学に際して購入した『古典参考図録』を紐解いたことがあるか。

『はい』 115名・『いいえ』 47名

以上である。この調査の結果から抽出すべき留意点は以下のとおりである。

① 見学体験者は調査対象者237名中、75名の約32%にすぎない。逆に68%が未体験者ということになり、見学体験者は3人に1人の割合でしかない。

② 見学体験者75名中、その回数は1度の場合が50名、67%に及ぶ。

③ 見学体験者75名中、その時期については第1年次における場合が45名、60%を占め、両年にわたる場合は17名、23%にすぎない。

④ 見学体験者75名中、見学に際して父兄・他校友人を案内同伴したのみの場合が比較的多く、29名、39%に達する。

⑤ 見学体験者75名中、教材としての『古典参考図録』を紐解いた生徒は63名、84%に至り、ほとんどが見ている。

⑥ 見学未体験者162名中、資料室の存在自体を知らない生徒が38名、23%にも及ぶ。これは重要な数字である。全体として16%、約6人に1人は入学後2年の経過にもかかわらず、未だその存在を知らないことになる。

⑦ 見学未体験者162名中、『古典参考図録』を紐解いた生徒は115名、71%という高さを示し、未体験者でも実は資料展示の基本的内容を知っている生徒が意外に多い。

以上であるが、概括的に言えば在校生3人に1人が見学体験し、6人に1人がその存在すら知らない。以下総合的に若干の所見を付加したい。

まず、見学体験者の割合が非常に低い数値を示していることを直視しなければならぬ。因に、日本史選択（大学受験に際して日本史を選択する者）の3年生、46名を対象とした場合でも見学体験者は13名、28%を示しているにすぎず、先の二年生を対象とした調査結果32%の数値に近似する。この状況では2年生が3年生に進級した段階においても、この数値の変動はほとんどない可能性が大である。すなわち、このままではせっかくの資料室展観を1度も果さずに学舎を巣立ち行く生徒が在校生2190人中1500人前後も出てしまうことが予測され、このうち資料室の存在自体を知らない生徒が約350名含まれることになる。この問題は、回数1度の生徒が圧倒的であることをも合せ考慮すると、教員側からの啓蒙の不足も当然指摘しなければならないが、さらに年間2日間の自由公開機会でしかないことも大きく起因していることはまちがいない。

次に見学体験時の人的関係を見ると、本校生徒以外との同伴件数が比較の数値を伸していた。このことは、後述するように収蔵資料の図録を刊行して全生徒の教材としていることと関連し、見学未体験者の場合でも『図録』を紐解く例数が162名中115名に及ぶことも合せ理解しなければならない。すなわち、図録の刊行自体は大きく評価しなければならないが、かえって生徒自身は詳細な図録によって机上で展示品の基本的内容を知り得ることになり、ことさらに図書館の上階まで行き実物を見ることもないという考え方に支配されてしまう傾向も生じているのではないかと考えられる。実物があるにもかかわらず、安易に図録のみにて処理してしまうのである。したがって、文化祭当日にたまたま知人等を案内するとき初めて実物を見るということになるのであろう。

日常的に展覧できるということは、資料が至極当然のように目前にあることから現象に対して不感症的になり、刺激性の後退を招くところに悪弊があった。しかし、アンケート調査の数値を前提とすれば見学体験者の数値は低く、見学体験した後の問題より、それ以前の問題が歴然として存在している。参考までに、日常的に開館している図書館はどうか。図書館の利用目的を読書・勉強に前提してその利用体験の有無を、先の質問1の解答と関連させると次のようである。（ただし頻度は無視する）

質問1を『はい』と解答した場合（75名）。

『有』 66名（88%）・『無』 9名（12%）

質問1を『いいえ』と解答した場合（162名）。

『有』 109名（67%）・『無』 53名（33%）
 総体的には237名中、175名が利用し、その利用率は約74%に及ぶ。資料室利用率32%と大きな差がある。それは、質問1を『いいえ』と解答した162名の67%が図書館は利用した体験をもつことでも明らかである。

教材として利用するものであるかぎり、身近な存在でなければならない。学校博物館は図書館のように常時開室が望ましく、そこにこそ教育的欲求に即応する学校博物館の機能性がある。これに対しては、機会を設け資料室にて授業を行うなどして活用すれば良いという意見も当然出よう。しかし、第1に、教材として使う資料のタイミングとその量の問題がある。また、たとえその意見を認めたととしてもそれだけ1度見れば良いというものではない。図書館利用のように生徒各個の知的欲求に随時応じられる体制が必要である。第2に、実はこれが基本的問題であるが、資料の具体的活用には幾多の専門的素養を必要とするのであり、資料の活用法について専門外の一般教員にそのすべてをを求めるにはおのずと限界が存在していることである。したがって、日常的に、円滑に資料室の活用がはかられているかと問われれば「否」と答えざるを得ない状況でしかない。言わば仏つくって魂入れずの状況でもある。魂入れられるためには、専門的にその活用法を具体化していく学芸員の存在がどうしても必要である。ただ、このことは本校のみの特殊状況ではなくて、学校博物館の現実の普遍的課題でもある。

このように学校博物館の実のある運営を考えた場合、一般教員の部分的・片手間の整備では、資料数・その質の向上が進めばそれだけ円滑な活用から遠ざかる状態が予測される。とくに私立学校は、公立学校と比較した場合経営上の諸問題より、小学校を除く中・高等学校¹⁷²⁵、とくに後者における教員一人当りの生徒数は多く、若干名を除きすべて学級担任という現状である。このような職場の諸環境度も私立の場合は微妙に交錯もし、場合によっては片手間に拍車もかかり、結局それによって資料室の総合的活用を伴う整備はさらに遅れる一方となることも考えられる。

一般的に、学校博物館は一人乃至一部の熱心な教員によって資料収集が行われ、整備されているのが現状である¹⁷²⁶。したがって、その熱心な教員が退かれると、資料そのものへの理解ある人が居なくなり、まるで物置き小屋的状况からまぬがれない事態を生む例がある。せっかく収集した貴重な資料もやがては紙クズ同然の扱いを受けてしまい、ついには消滅してしまう恐れが出てくる。こ

ういう結果を招来しないためには、学校全体の資料室への理解が必要であり、継続的な活用運営を考えれば、繰り返すが専門的職員の設置しかない。本校においても資料室の管理・維持・活用の充実を期すためには、学芸員の設置が要求されるのである。具体的には、たとえ授業は担当してでも身は学年にあるのではなく、資料室にあるという状況をつくり出すことが、将来へ向けて資料室を発展させるべく、教材として円滑な活用をはかるべく不可欠の条件であると考えている。

このように、本校においては「展示」そのものについての活用に望むべきところがあるが、「もの」自体の活用について整備された刊行物がある。有職故実資料を中心に図録化を行い、『古典参考図録』として刊行を果し、逐次増補している。また、毎年『教育参考暦』という6枚綴りの暦を発行し、この図柄にもまた、図録に未収録あるいは新たに収集した資料を用い、教材としてかつ生徒の年間の学習計画のために供している。このような刊行物の継続的発行は博物館的活動として評価しなければならないし、『教育参考暦』などはユニークな活用の例であらう。

V 「もの」による教育の要請 一結びにかえて一

既述のとおり国学院高等学校に付設された資料室も、学校博物館全体の動向と規を同じくした諸問題をかかえた状況にあり、少なくとも博物館の立場よりすれば決して満足できる状況ではない。それがまた活用状況の不十分さも招いているのである。

我国において「よみ」・「かき」教育の歴史は古い。それに対して、「もの」による教育の歴史は浅い。「もの」を展示し、実際の「もの」から学ぶという科学的方法論の展開するのは考証学の発達する江戸期以来のことである。しかも、広く一般の人々を対象とした恒久的展示施設の登場は近代を待たなければならなかったのであり、帝国博物館が設置されたのは実に1889年のことである。このような歴史の浅さからか、「もの」に対する理解は現実的には軽い扱いでしかない。現実の「もの」がもつ説得力の大きさは言葉では対応できないものがある。「一目瞭然」という言葉がその説得力の高さを言い当てていよう。言葉・文字を弄した表現力には一程度の限界があり、文字・言葉からのみによる「もの」の復原は困難を極め、誤解も生じやすい。「もの」と直接対話することによって、はじめて「もの」の本質を見極めることが可能になるのである。現在、学校教育の在り方が様々な形で問題視されている。その一つに高度の学歴競

争社会の処方として受験対応の文字記憶中心の授業展開がある。そこにあるのは、「本物」に対する理解を求めるとよりもテキスト上の理屈のみを頭にたたき込むという、1903年の国定教科書制定以来の教科書至上主義の無味無臭の無機的存在でしかない。現実には日本史を例とすれば、授業では各時代性を認識するために政治的動向が最優先され、経済的動向がそれにつづく、そして文化史的分野はほとんど触れずじみいで終わるのが現状である。そこで生徒は受験対応のため作者・作品・記念物等を作品に触れることなく、ただひたすらにその文字を記憶する作業を「点」を獲得するために繰り返すのである。それでも1年間で近代に至ることはない。

文部省は「ゆとりある教育」を指示しはじめた。しかし、51年度以来進学率が低下し続けているといえども微の変動でしかなく受験対応の教育状況は学歴尊重・偏重の管理社会であるかぎり不変であり、現実には学校の予備校化的現象がどうしても維持されていくのである。このような状況であるからこそ、むしろ校内に博物館施設を設置し、具体的な「本物」に触れさせることが必要であらう。あくまでもテキストは他人の言葉であり自分のものではない。我々の祖先がその叡智をかたむけて合理性を追求し、形成させてきた諸々の技術文化の継承も、やがては理論のみによってしか残されなくなってしまう状態に至るかも知れない。現代の子供達がつくるのは、設計図があり、プラモデルのように半製品の部品が用意されたものを組み立てていくものでしかなく、そこに創造的世界はない。祖先の「もの」をつくり出した創造力に学ぶ機会もなく、プラモデル的な半製品を完成させるだけの観察力しかないとしたならば、将来につながる教育は存在したことはない。文字のみに比重をかけた教育の方法論の選択は、認識の未消化を蓄積させ、消化不良症状を生むのみである。博物館の機能の一つには「もの」の展開をとおして人類の広範な歩みを未来へ継承することがある。すなわち、理論のみでは「もの」の本質は忘却されてしまう可能性が大きい。「もの」を媒体とした教育の在り方に、より客観的な、一方的に与えられた内容ではない自身の体験による認識が生まれ、無限の新しい創造性が醸成される。むしろ、このような立体的教育にこそ、真の「ゆとりある教育」の活路があるように思われる。ただ単に物理的に時間数を削減することのみが「ゆとりある教育」ではなからう。また、たとえそれを認めたとしても現実の学歴社会への対応を考えるとその実施は難しい。言葉・文字のみで時間を浪費するならば、その時間を「もの」で理解させた方がよい。具

体的にはどうするか。文部省として「ゆとりある教育」を志向するならば、学校博物館、学校博物館学芸員などの設置義務に関する法的措置を講ずるべきと考える他はない。

国学院高等学校においては、いわゆる建学の理念に即応する形で資料室を開設しているが、現実的にそれが円滑に機能しているとは言い難い。施設的には比較的恵まれていたと言えるが、それを活用する条件には不備な点がある。いかに恵まれた形があろうとも、それを主導的に活用の具体相に方向づけていく専門的職員がいなければ、その有効性・存在意義は半減する。場合によっては、資料室の荒廃・落日が急速に訪ずれる可能性もなきにしもあらずである。すなわち、秋田県立鷹巣高等学校の場合がその意味で典型的な例であろう。¹²⁷ 本校もこれを他山の石として戒しめなければならない。

「本物」を見る価値、それを見極める力というものを養成することが、理論の先行する今日だけに必要とされる。我々は実体のない文字・言葉ではなく、具体的に確実に情報伝達される実体、「もの」によって祖先の叡智、自然の驚異などを体得することこそ、にせ物の横行する風潮の中において大切にしなければならないと考える。「もの」を見、「もの」に触れる実体験こそ、事実認識の原点であるという価値感を教育の現場に具体的に生かさねばならない。

最後に、本資料室が博物館の施設としてここまで充実してきたのは、学校長の理解と鈴木敬三博士のご努力に依るものである。すでに、学校創期よりこれが重要性に着目され、今日の状況が形成された。その慧眼に対して敬意を表したい。

脚注

- 1) 伊藤春朗・森田恒之 『博物館概論』 学苑社 1978年の「巻末資料編」に、「国際博物館会議定款（1974改正）1974年6月11日 第11回 ICOM総会（コペンハーゲン）に採択」として全文掲載されている。
- 2) 『岩波六法全書』 昭和57年版 岩波書店 1982
- 3) 棚橋源太郎 『博物館学綱要』 理想社 1950
- 4) 鶴田総一郎 「博物館の分類について」『博物館入門』 理想社 1956所収
- 5) 新井重三 「博物館の分類」『博物館学講座1』 雄山閣 1980所収
- 6) 伊藤寿朗 「博物館の分類と範疇」注1文献所収。
- 7) 注2に同じ。
- 8) 注1に同じ。
- 9) 『古典参考図録』 第三版 国学院高等学校 1982
- 10) 日本博物館協会編 『全国博物館総覧』 ぎょうせい 1978
- 11) 地方史研究協議会編 『歴史資料保存機関総覧』 山川出版社 1979
- 12) 日本教育年鑑刊行委員会編 『日本教育年鑑』 1978年版 ぎょうせい 1978 因に1981年の統計では小学校総数25,004校うち私立166校、中学校総数10,810校うち私立550校、高等学校総数5,219校うち私立1,241校。
- 13) 中部・東北地方の設置件数の多い県の状態を示す。林野面積は、長野県1,012,000ha(3位)・岐阜県854,000ha(5位)・青森県658,000ha(8位)・宮城県423,000ha(21位)、耕地面積は長野県153,000ha(9位)・岐阜県77,000ha(26位)・青森県168,000ha(6位)・宮城県159,000ha(7位)とそれぞれ上位を示めている。さらに、このうち「人口集中地区」は青森県に2地区あるほかはすべて1地区のみである。すなわち、山地面積多けれどもまた耕地面積も多く人口も分散傾向を示すという特色がある。『地理統計要覧1981年版』二宮書店による。
- 14) 加藤有次 「学校博物館」『博物館学講座1』 雄山閣 1979所収
- 15) 注12に同じ。
- 16) 和島誠一他 『埋蔵文化財白書』 日本考古学協会 1971
- 17) 下河辺淳編 『資料新全国総合開発計画』 至誠堂 1971
- 18) 『第三次全国総合開発計画』 国土庁 1977
- 19) 注13文献により7類型に分類されている。
 - ① 独自に設立して、学校内の児童・生徒を中心に対象とした教科教材活用のための目的。
 - ② 記念事業として設立される場合。
 - ③ 教育を目的とした地域社会の研究活動を契機に必然的に設置
 - ④ 廃校舎が発生したさい、また空室がある場合に、スペース利用の必要性から止むなく資料収集し、展示開設される場合。
 - ⑤ 社会教育を目的とした場合。
 - ⑥ 近代化が進む現代社会において、過去の資料の保存に目的を置く場合。
 - ⑦ その他、目的・動機は種々考えられる。
- 20) 拙稿 「歴史系博物展示雑考」 国学院大学博物館

学紀要 第6輯 1981

- 21) 注2に同じ。
- 22) 注14に同じ。
- 23) 注3に同じ。
- 24) 本来調査対象は251名であったが、完全解答者のみをここに資料として使用した。
- 25) 注12 文献によれば、本務教員1人当りの生徒数は
- 小学校(公)25人・(私)23.2人, 中学校(公)20.3人・(私)22.9人, 高等学校(公)17.6人・(私)25.2人である。
- 26) とくに有職故実関係資料の蒐集は、鈴木敬三博士、考古関係品については小出義治先生のご尽力によるものである。
- 27) 注14 文献に詳細な事情の引用がある。